

# 答 申 書

平成30年10月12日

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会



## はじめに

当町は、都心から40km圏内に位置し、昭和40年代後半以降、住宅開発によって町の人口が急増し、一時は人口が2万人を超え、児童生徒数も4,000人を超えておりました。以前は、文、文間、東文間、布川の各地区に小学校があり、地域コミュニティの面から見るとバランスの取れた配置でしたが、児童生徒の減少により、平成19年4月1日に中学校2校を1校に統合し、翌年の平成20年4月1日に文間小学校と東文間小学校を、布川小学校と太子堂小学校を統合し、小中学校数が7校から4校に減少しました。

平成29年4月1日には、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定され、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、こうした中、平成30年1月31日に利根町教育委員会から諮問を受けました。

本調査検討委員会は、学識経験者、学校長、児童又は生徒の保護者、計10名で組織され、児童生徒が減少する小中学校の適正規模・適正配置等、利根町の将来を見据えた学校の在り方について、学校施設の視察を含め、9回にわたって検討を重ねてきました。

特に、小学校の統合については、3校の現状維持、2校に統合、1校に統合といった議論をする中で、教育環境面、統合のメリット・デメリット、町の財政面など様々な角度から検討を行い、数多くの意見が出されました。スクールバスの問題や統合場所、統合時期など、答申（案）を作成する段階まで議論が行われ、最終的に、利根町の次世代を担う子どもたちに、より良い教育環境を提供していくために、次のとおり答申をまとめました。

本答申を契機に、町行政は小中学校の適正規模・適正配置等の実現に向け、保護者、地域住民、学校関係者の理解と協力を得ながら推進することを期待します。

また、今回の答申は、平成28年度に利根中学校及び布川小学校の大規模改造工事完了後の諮問のため、選択肢が狭められた感があります。今後は、将来の児童生徒数の推計を的確に把握し、大規模改造工事等を計画する前に、諮問されることを切に望みます。

### ※《元号表記について》

平成元号は、今上天皇の生前退位（平成31年4月30日）により、平成31年5月1日から新元号となりますが、現時点において新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。

# 答 申

## 諮問事項 1

1. 小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について

### 【基本的な方針について】

子ども同士が人と人との関わりの中で切磋琢磨することや多様な人間関係を築くことによって、豊かな人間性を育成し、社会の変化に柔軟に対応できる人材育成に繋がる集団の形成、つまり、国・県が示すとおり、小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上の12学級以上が利根町においても適正規模であると判断しました。

### 【具体的な方策について】

現在、利根町の小学校の実態を調査したところ、文小学校が6学級、文間小学校が8学級、布川小学校が10学級でいずれも適正規模とは言えない現状にあり、また、教育委員会の試算では、文小学校の児童数は、平成34年度に100名を下回り、平成35年度は入学予定者が4名となり、平成36年度には、複式学級となる可能性が高くなる見込みであります。同一学年の中でクラス替えができる適正規模の学校を構築するためには、小学校3校を1校に統合することが望ましいという結論に達しました。

### 《統合場所》

学校施設の状況から平成28年度に大規模改造工事が完了し、統合後の改修費用等の財政負担も少なく済み、また、子どもたちにより良い教育環境、快適な学習の場を提供し、伸び伸びと学校生活が営める条件が町内で最も整っている布川小学校への統合が望ましいという結論に達しました。

### 《統合時期》

小学校の統合時期については、急激な人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、統合時期が遅れば、適正規模・適正配置の意味が希薄化する恐れがあり、児童数の推計を考慮すると平成35年度を目途に統合することが望ましいという結論に達しました。

2. 小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について

【基本的な方針について】

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成し教育活動を展開していることは、周知の通りです。しかしながら、時代の変化に伴い児童生徒の成長・発達が著しく、また、個人差もあることから、義務教育9年間を目安とした教育活動から見ると、小中学校の教員がそれを共有することができず、小学校から中学校に送り出している現状にあります。小学校と中学校は義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導あるいは道徳指導などにおいて互いに情報を共有し、責任を持って目的を達成する必要があります。

このような観点から、利根町の子どもたちに義務教育9年間を通して最適な学びを実現するため、学年ごとの発達の特色を十分に分析し、弾力的な教育課程を編成し、その実践過程において様々な工夫を凝らしながら教育の成果を上げる小中一貫教育が必要であり、実現すべきと考えます。

【具体的な方策について】

小中一貫教育については、施設一体型、施設隣接型、施設分離型といった義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校に分類され、教育効果の高い施設一体型、施設隣接型の小中一貫教育を目指すべきと考えますが、現状の小中学校施設の整備状況等から考慮すると小学校1校、中学校1校の分離型の小中一貫型小学校・中学校が望ましいと判断しました。

小中一貫教育の導入時期については、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する小学校の統合が最優先の課題であり、子どもたちが新たな教育環境に適応し、新しい人間関係を構築するには、小学校統合後、相応の時間が必要と思われまますので、特に配慮が必要と考えます。

【その他】

調査検討委員会では、施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校の実現に向け、文小学校への統合についても真剣に議論いたしました。

今後、平成28年度に大規模改造工事を実施した利根中学校及び布

川小学校においても、約20年後には長寿命化改修工事を実施せざるを得ず、さらに町内の児童生徒数が著しく減少した場合には、施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校を新設することも視野に入れ、早期に検討する必要があります。

もし、施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校を新設するのであれば、町のほぼ中央に位置し、周りには公民館、図書館などの公共施設がある文小学校が最適と考えます。その際には、適切な時期に学識経験者・保護者等による調査検討委員会を立上げ、再度検討することが望ましいと判断しました。

## 具体的方策に対する付帯意見

利根町の次世代を担う子どもたちの健全育成のために、より良い教育環境を整備し、現状の「利根町における小規模校である諸問題」を検証し、そのことに対処するため、様々な立場から意見をいただき検討いたしました。

将来に向けての小中学校の適正規模・適正配置等（小中一貫校・義務教育学校）の実施にあたっては、以下の項目について特段の配慮を願いたい。

- 小中学校の適正規模・適正配置等の実現は、町内の児童生徒相互の人間関係を深め、幅広い関わりを持つことにより学力の向上と健全育成を図ることが目的である。児童生徒の人的成長と学力の向上及び教職員の指導力向上を含んだものであることを意識し検討すること。
- 教育委員会で策定する小中学校適正規模・適正配置等の方針の作成にあたっては、保護者や教職員にアンケートを実施するなど当事者及び関係者の意向を十分に把握し決定すること。
- 遠距離通学となる地区については、スクールバスの導入を柔軟に検討するとともに、通学路、バス乗降場所等の安全対策を十分に検討し実施すること。
- 町内における各小学校は、地域コミュニティの中心的な役割を担っており、小学校が統合することにより地域コミュニティ活動が希薄化することが予想されるので、これまでの地域活動の促進・関わり方にも十分配慮すること。
- これまでの検討委員会での話し合いの中には、小規模で家庭的な学校があってもいいのではないかという意見もあり、それぞれの学校には、長年培われた伝統や個性及び愛情があるので、地域の個性が残せるような廃校活用を検討すること。
- 廃校活用については、行政側のみの考えで決定するのではなく、幅広く町民の意見を聴き、有効かつ有意義な廃校活用が図られるよう検討すること。ただし、文小学校は、施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校の新設場所として最適であることから、その点に留意し廃校活用を検討すること。

- 従来より学校施設は、地域防災計画に定める災害時の緊急避難場所及び避難所として指定されているため、町民の安心・安全な場として引き続き活用できるよう検討すること。
  
- 施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校の創設は、児童生徒の健全育成と学力の向上及び発達段階に応じた成長を促すことにあり、将来において施設一体型、施設隣接型の小中一貫型小学校・中学校を実現することは、9年間の成長に応じた魅力ある教育活動を展開することに繋がることを念頭に、利根町の将来構想に位置付けて取り組むこと。
  
- 小学校の適正規模・適正配置等を進めるに当たっては、保護者、地域住民に対し説明会を開催するなど、地域住民の方々とともに今後の学校づくりを進めること。
  
- 学校の統廃合を実施するに当たっては、統合準備委員会を設置し統合時の諸問題について協議するなど、スムーズに統合できるよう取り組むこと。

《資料 1》

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 利根町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育に関し調査検討するため、利根町小中学校適正配置等調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を利根町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。
- (2) 小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の学校長
- (3) 小中学校の児童又は生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告又は提言した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

《資料 2》

利教学第227号  
平成30年1月31日

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会  
会長 岡 賢 市 様

利根町教育委員会  
教育長 杉山 英彦

利根町立小中学校適正規模・適正配置等について（諮問）

利根町立小中学校の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中一貫校，義務教育学校を含めた小中学校適正規模・適正配置等の方針を検討するため，下記事項に関し諮問します。

記

1. 小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について
2. 小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について

## 諮 問 理 由

利根町におきましては、人口減少、少子化により児童生徒が減少し、平成19年4月1日に利根中学校と新館中学校を統合し、翌年の4月1日には、小学校5校を3校に統合するなど小中学校の適正規模・適正配置に努めてまいりました。

しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、平成29年4月1日には、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、当町が「過疎地域」に指定されるなど、今後、児童生徒の減少により教育環境が大きく変化しつつある状況となっておりまして。

将来的な視野に立った小中学校の教育環境について検討が必要となり、平成29年11月の利根町総合教育会議において、「将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等（小中一貫校・義務教育学校）について」の協議を行い、小中学校の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、教育委員会において、小中一貫校・義務教育学校を含めた小中学校の適正規模・適正配置等の方針を策定することとなりました。

つきましては、将来を見据えた利根町の小中学校適正規模、適正配置等について、教育的視点から調査検討していただきご提言いただきますようお願い申し上げます。

### 《資料 3》 小中学校の適正規模について

小中学校の適正規模・適正配置については、学校教育法施行規則による国の基準及び平成20年4月に作成された茨城県教育委員会の公立小中学校の適正規模についての指針に基づき、学級数が少ないことによる学校運営上の課題等について検討いたしました。

#### 【国の基準】

○小学校の標準学級数（学校教育法施行規則第41条）

12学級～18学級【1学年2学級～3学級】

○中学校の標準学級数（学校教育法施行規則第41条）

12学級～18学級【1学年4学級～6学級】

※1学級あたりの標準人数は40人以下。

ただし、第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人。

（小学校設置基準第4条、中学校設置基準第4条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）

※特別支援学級にあつては、8人。

#### 【茨城県の基準】

「茨城県教育委員会の公立小中学校の適正規模について（指針）

（平成20年4月）」

#### 【小・中学校の適正規模の基準】

○ 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

○ 中学校においては、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）

※1学級あたりの標準人数は40人以下。

ただし、第1学年及び第2学年の児童で編制する学級にあつては、35人。

※第3学年から第6学年までのそれぞれの学年で35人を超える（36人）学級が3学級以上ある場合には、1学級増設。

中学校の第1学年から第3学年までにおいても同様。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条ただし書きの規定により、茨城県教育委員会において基準を決定。）

※特別支援学級にあつては、8人。

## 《資料 4》 小規模校における学校運営上の課題

### (1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- 加配教員なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団学習・行事の教育効果が下がる
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動の実施に制約が生じる
- 班活動やグループ分けに制約が生じる など

以上の課題は、学級数や学級あたりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。

### (2) 教職員が少なくなることによる学校運営上の課題

- 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- 免許外指導の教科が生まれる可能性がある など

### (3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 協働的な学びの実現が困難となる
- 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来たす可能性がある

- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい など

以上のようなことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）であることが望ましいものと考えられます。

#### （4）学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（小学校の場合）

##### 【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

##### 【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

##### 【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

※『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日 文部科学省）』 から引用

《資料 5》 将来における児童生徒数及び学級数について

現在、文小学校で1学年1学級の6学級、文間小学校で8学級、布川小学校で10学級とクラス替えができない学年があり、平成33年度には、布川小学校の1学級を除く全ての学級で1学年1学級となる見込みです。

(1) 小学校

学校名	文小学校				文間小学校				東文間小学校			
	児童数(人)	学級数	特別支援児童(人)	特別支援学級数	児童数(人)	学級数	特別支援児童(人)	特別支援学級数	児童数(人)	学級数	特別支援児童(人)	特別支援学級数
10	292	10	0	0	106	6	0	0	114	6	2	1
11	256	9	0	0	103	6	0	0	100	6	2	1
12	249	10	0	0	99	6	0	0	95	6	0	0
13	237	9	0	0	110	6	0	0	86	6	0	0
14	223	8	0	0	114	6	0	0	85	6	0	0
15	221	8	0	0	124	6	0	0	83	6	0	0
16	207	7	0	0	126	6	0	0	76	6	0	0
17	201	7	0	0	122	6	0	0	70	6	0	0
18	191	6	0	0	117	6	0	0	62	5	0	0
19	201	7	0	0	109	6	0	0	55	5	0	0
20	190	7	0	0	165	6	0	0				
21	193	7	3	1	166	7	0	0				
22	208	7	3	1	178	7	0	0				
23	210	7	4	1	185	8	0	0				
24	200	6	4	1	205	8	0	0				
25	196	6	5	1	219	7	0	0				
26	196	6	10	2	207	7	0	0				
27	185	6	8	2	207	8	0	0				
28	179	6	11	2	208	8	4	1				
29	174	6	16	3	214	9	5	1				
30	155	6	15	3	201	8	11	2				
31	145	6	12	2	210	8	7	2				
32	128	6	8	2	204	8	7	2				
33	110	6	8	2	190	6	6	2				
34	91	6	5	2	181	6	6	2				
35	68	6	4	2	159	6	5	2				

※平成30年度の児童数については、現時点での確定人数のため、第1回資料の見込み人数と異なります。

※特別支援児童数については、平成26年度から平成30年度の児童数の割合を参考に見込んでいます。

※特別支援学級数については、現時点の学級数を参考に見込んでいます。

学校名	布川小学校 (旧太子堂小学校)				布川小学校 (旧布川小学校)				計			
	児童数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数	児童数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数	児童生徒数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数
10	135	6	0	0	346	12	13	2	993	40	15	3
11	130	6	0	0	317	12	9	2	906	39	11	3
12	113	6	0	0	303	12	6	1	859	40	6	1
13	101	6	0	0	277	11	3	1	811	38	3	1
14	96	6	0	0	268	11	3	1	786	37	3	1
15	103	6	0	0	259	11	3	1	790	37	3	1
16	101	6	0	0	254	10	2	1	764	35	2	1
17	113	6	0	0	247	9	2	1	753	34	2	1
18	115	6	3	1	247	9	3	1	732	32	6	2
19	130	6	5	1	251	10	2	1	746	34	7	2
20	387	12	14	3					742	25	14	3
21	374	12	12	3					733	26	15	4
22	357	12	12	3					743	26	15	4
23	345	12	10	3					740	27	14	4
24	323	12	10	3					728	26	14	4
25	292	12	11	3					707	25	16	4
26	283	12	12	3					686	25	22	5
27	268	12	14	3					660	26	22	5
28	268	12	13	3					655	26	28	6
29	248	11	10	3					636	26	31	7
30	237	9	10	3					593	23	36	8
31	228	9	10	3					583	23	29	7
32	212	8	9	3					544	22	24	7
33	192	7	8	3					492	19	22	7
34	175	7	8	3					447	19	19	7
35	164	7	7	3					391	19	16	7

※平成30年度の児童数については、現時点での確定人数のため、第1回資料の見込み人数と異なります。

※特別支援児童数については、平成26年度から平成30年度の児童数の割合を参考に見込んでいます。

※特別支援学級数については、現時点の学級数を参考に見込んでいます。

## (2) 中学校

学校名	利根中学校 (旧利根中学校)				利根中学校 (旧新館中学校)				計			
	生徒数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数	生徒数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数	児童生徒数 (人)	学級数	特別支援児童 (人)	特別支援学級数
10	311	10	0	0	478	14	2	1	789	24	2	1
11	258	8	0	0	467	14	2	1	725	22	2	1
12	224	7	0	0	426	13	3	1	650	20	3	1
13	195	6	0	0	409	12	1	1	604	18	1	1
14	183	6	0	0	342	10	1	1	525	16	1	1
15	173	6	0	0	290	8	1	1	463	14	1	1
16	148	5	0	0	266	8	1	1	414	13	1	1
17	133	5	0	0	261	8	3	1	394	13	3	1
18	127	5	0	0	271	9	4	1	398	14	4	1
19					387	12	5	1	387	12	5	1
20					372	11	3	2	372	11	3	2
21					368	11	3	2	368	11	3	2
22					362	12	4	2	362	12	4	2
23					359	11	5	2	359	11	5	2
24					337	10	3	2	337	10	3	2
25					357	11	6	2	357	11	6	2
26					359	11	5	2	359	11	5	2
27					384	12	5	2	384	12	5	2
28					354	11	6	2	354	11	6	2
29					340	10	8	2	340	10	8	2
30					311	9	12	2	311	9	12	2
31					323	9	13	3	323	9	13	3
32					322	9	14	4	322	9	14	4
33					322	9	16	4	322	9	16	4
34					319	9	16	4	319	9	16	4
35					312	9	17	4	312	9	17	4

※平成30年度の生徒数については、平成30年5月1日現在の生徒数となります。

※特別支援児童数については、平成26年度から平成30年度の児童数の割合を参考に見込んでいます。

※特別支援学級数については、現時点の学級数を参考に見込んでいます。

《資料 6》 学校施設の整備状況

本町の小中学校の校舎は、すべて建築後30年を経過しており平成27年度、平成28年度に布川小学校と利根中学校で大規模改造工事を実施しました。文小学校と文間小学校についても、今後、改修が必要となります。

	建物区分	建築年月	経過年数	建物面積 (㎡)	大規模改 造年	耐震補強 年	普通教室 数
文 小 学 校	校舎(南側)	S52. 3	41年	2,618	H14	H14	9
	校舎(北側)	S55. 10	38年	1,776		H23	14
	渡り廊下	S55. 10	38年	87		H23	
	屋内運動場	S54. 2	39年	963		H21	
	給食室	S52. 6	41年	205	H14		
	プール	S54. 7	39年	105			
文 間 小 学 校	校舎(東側①)	S50. 3	43年	1,163	H12	H12	8
	校舎(東側②)	S50. 6	43年	454	H12	H12	0
	校舎・給食室 (西側)	H12. 3	18年	1,066			0
	屋内運動場	S53. 2	40年	758	H29	H21	
	プール	S53. 7	40年	122			
布 川 小 学 校	校舎・給食室 (南側)	S59. 3	34年	2,477	H27, H28		15
	校舎(北側)	S59. 3	34年	1,112	H27, H28		0
	渡り廊下	S59. 3	34年	340	H27, H28		
	屋内運動場	S59. 3	34年	951			
	プール	S59. 8	34年	93			
利 根 中 学 校	校舎(南側)	S59. 3	34年	2,486	H27, H28		13
	校舎・給食室 (北側①)	S59. 3	34年	1,855	H28		0
	校舎(北側②)	S60. 2	33年	1,059	H27, H28		6
	渡り廊下	S59. 3	34年	66	H27, H28		
	渡り廊下	S59. 3	34年	33	H28		
	技術棟	S59. 3	34年	280	H28		
	屋内運動場	S59. 3	34年	1,100			
	プール	S59. 8	34年	155			
	武道場	S61. 2	32年	496			

《資料 7》

小学校施設整備事業借入償還金残額一覧（平成29年度末現在）

平成29年度末現在の小学校施設整備事業において借り入れた借入残額は、布川小学校の2億4千万円が一番多く、次いで文間小学校の約1億5千6百万円、文小学校の約7千1百万円となっています。

統合した場合には、廃校となる学校の借入残額は、一括して償還する必要があります。

（単位：円）

事業名	償還期間	布川小学校	文小学校	文間小学校
H11年度 校舎増築・給食室改築	H37年 3月 1日まで	—	—	54,940,904
H14年度 校舎大規模改造・耐震補強 （南側校舎）	H29年10月25日まで	—	0	—
H21年度 屋内運動場耐震補強	H47年 3月25日まで	—	4,523,629	12,359,200
H23年度 校舎耐震補強（北側校舎）	H49年 3月 1日まで	—	20,141,096	—
H27年度 空調設備	H48年 3月25日まで	39,100,000	21,400,000	24,400,000
H27年度 屋内運動場天井落下防止	H53年 3月25日まで	22,600,000	22,600,000	—
H27年度 屋内運動場天井落下防止	H53年 3月25日まで	4,500,000	2,900,000	—
H27年度 校舎大規模改造	H53年 3月 1日まで	30,300,000	—	—
H28年度 校舎大規模改造	H54年 3月 1日まで	143,500,000	—	—
H29年度 屋内運動場大規模改造	H55年 3月 1日まで	—	—	64,600,000
合計	—	240,000,000	71,564,725	156,300,104

《資料 8》 統合各案のメリット・デメリット

平成35年度を目安とした場合の統合各案の比較で、教育環境、学校施設  
その他財政面など様々な諸問題は以下の表のとおりです。

	布川小学校に統合 (15教室)	文小学校に統合 (23教室)	文間小学校に統合 (8教室)	新校舎に統合 (小学校のみ)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎大規模改造工事や増築工事が必要がない</li> <li>グラウンドが広い</li> <li>借入償還金残額の一括返済が少ない</li> <li>跡地利用がしやすい(文小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープ、多目的トイレのバリアフリー化がすすんでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内運動場大規模改造工事が完了している</li> <li>跡地利用がしやすい(文小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい校舎で学習環境が最良な条件となる</li> <li>※義務教育学校の検討及び新校舎建設地の検討も必要となる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内運動場の大規模改造工事が必要</li> <li>スクールバスの利用児童が多く、乗降場所がない</li> <li>スロープ、多目的トイレなどのバリアフリー化が必要</li> <li>跡地の活用が難しい(文間小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎と屋内運動場の大規模改造工事が必要</li> <li>スクールバスの利用児童が多く、乗降場所がない</li> <li>グラウンドが狭い</li> <li>借入償還金残額一括返済が多い</li> <li>跡地の活用が難しい(布川・文間小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室不足により増築工事が必要</li> <li>スクールバスの利用児童が多く、乗降場所がない</li> <li>グラウンドが狭く、増築工事等によりグラウンドの整備が必要</li> <li>スロープ、多目的トイレなどのバリアフリー化が必要</li> <li>借入償還金残額一括返済が多い</li> <li>跡地の活用が難しい(布川小)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>膨大な工事費を要する</li> <li>開校までの期間が長期となる</li> <li>スクールバスの利用児童が多い</li> <li>小学校3校分の借入償還金残額一括返済</li> <li>跡地の活用が難しい(布川・文間小)</li> </ul>
概算事業費	1億5千5百万円	3億7千4百万円	10億3百万円	20億6千5百万円
借入償還金	2億2千7百万円	3億9千6百万円	3億1千百万円	4億6千7百万円

《資料 9》 小中連携教育・小中一貫教育について

(1) 小中連携教育について

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

(2) 小中一貫教育について

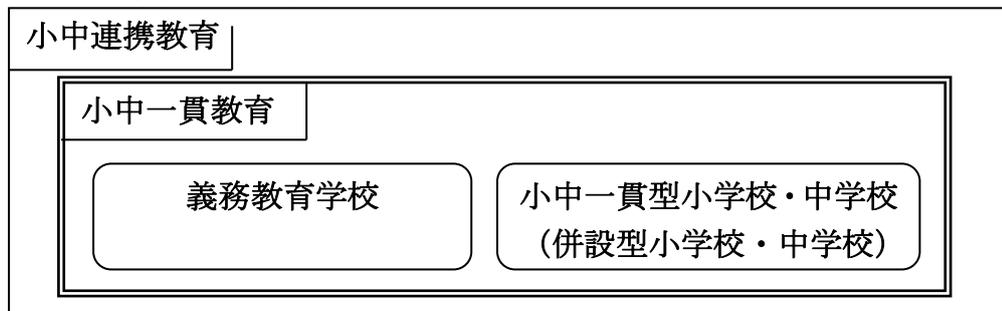
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

○小中一貫教育制度について

小中一貫教育の制度は大きく2つに分けられる。一つは義務教育学校、もう一つは小中一貫型小学校・中学校である。

小中一貫型小学校・中学校には、同一設置者の場合と異なる設置者の場合があるが、ここでは同一設置者の場合のみを記載する。

○小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係について



○義務教育学校について

①義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。

②修業年限は9年、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することができる。

③義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されているが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。

④義務教育学校の施設形態は、施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することができる。

○小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）について

- ①既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップをさせるイメージである。
- ②設置に当たっては、小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされる。  
具体的には、関係校を一体的にマネジメントする組織（例：〇〇学年等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任することや学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすることなどが考えられる。
- ③義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって可能である。
- ④義務教育学校と同様、9年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- ⑤義務教育学校と同様、施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型の学校を設置することができる。

○義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の相違等について

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (併設型小・中学校)
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年，中学校3年
組織運営	一人の校長，一つの教職員組織	それぞれの学校に校長，教職員組織  小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ・関係校を一体的にマネジメントする組織を設け，学校間の総合調整を担う校長を定め，必要な権限を教育委員会から委任すること。 ・学校運営協議会を関係校が合同で開催し，一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすること ・一体的なマネジメントを可能とする観点から，小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。
免許	小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許を保有していること
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成教育課程の特例</li> </ul>	
教育課程の特例 ・独自教科の設定 ・指導内容の入替え・移行	○	○
設置形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準，後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には，小学校設置基準，中学校には，中学校設置基準適用

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (併設型小・中学校)
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校，中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6km以内	小学校は，おおむね4km以内 中学校は，おおむね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

### (3) 利根町の現状について

現在町では，年3回利根町小中連携推進委員会を開催し小中連携教育を推進している。委員は，校長会代表1名，教頭会代表1名，各校教務主任4名，生徒指導主事代表1名，指導室1名のメンバーで構成されている。

#### ○取組について

##### ①学力向上の取組

- ・他校の授業研修会への参加
- ・学力向上研修会の実施
- ・各種テストの結果活用
- ・家庭学習強化デーの実施

##### ②心の教育の取組

- ・あいさつ運動の実施
- ・生徒指導主事連絡協議会の実施

##### ③幼保・小・中の連携

- ・幼保・小連絡会の実施
- ・中学生の保育体験活動
- ・幼稚園見学訪問

##### ④小・中の連携

- ・小中連絡会の実施

##### ⑤大学との連携

- ・絵画指導
- ・陸上記録会競技運営支援

##### ⑥連携活動に関する広報活動

- ・町広報への掲載（町総務課との連携）
- ・各小中学校HP，学校だより等への掲載

《資料10》

検討委員会の審議の経過記録

1. 第1回検討委員会（平成30年1月31日開催）
  - 検討委員会委員へ委嘱状を交付。
  - 設置要綱に基づき、会長に岡 賢市氏、副会長に川村 啓三氏を選出。
  - 教育委員会より岡会長へ諮問書を交付。
  - 会議資料に基づき検討委員会設置経緯の説明を受けた。
  - 諮問事項等について理解を深め、利根町立小中学校の適正規模・適正配置の現状と課題等について意見交換を行った。
  
2. 第2回検討委員会（平成30年2月28日開催）
  - 小中学校の適正規模・適正配置について国及び茨城県が定める基準を確認し、本町における学校規模・適正配置について検討を行った。
  - 小学校統合による児童数及び学級数の試算について説明及び質疑を行った。
  - 学校の標準規模を下回ることによる教育上の課題の整理を行った。
  - 本町における小学校の適正規模について討議を重ねた結果、現在の小学校3校を1校に統合する結論に至った。
  
3. 第3回検討委員会（平成30年3月29日開催）
  - 布川小学校及び文小学校の学校施設を視察し、現状を確認した。  
文間小学校については、普通教室数が不足しているなど学校規模等の条件に合わないため、視察を見送った。
  - 布川小学校及び文小学校の整備状況及び学校施設整備事業費借入償還金残額について説明を受け、質疑を行った。
  - 小学校施設の現状を分析し適正配置の検討を行った。
  - 本町における小学校の適正配置について討議を重ねた結果、布川小学校と文小学校に絞り検討する結論に至った。
  
4. 第4回検討委員会（平成30年5月3日開催）
  - 平成35年度を目安とした統合各案のメリット・デメリットについて説明を受け、質疑を行った。
  - 統合各案のメリット・デメリットについて確認し、適正配置の課題について検討を行い、討議を重ねた結果、最終的な結論ではないが、布川小学校に統合する方向の結論に至った。

5. 第5回検討委員会（平成30年5月30日開催）
  - 前回の課題である普通教室の問題やバス通学の運行方法について検討を行った。
  - これまでの検討委員会（第2回～第4回）までの意見等を整理し、再度検討を行った。
  - 小中連携教育・小中一貫教育について説明を受け、現状の課題、問題点や今後について検討を行った。
  
6. 第6回検討委員会（平成30年6月27日開催）
  - 布川小学校，文小学校に統合した場合，小学校統合時の施設等に関する問題点・対応案について説明を受け，確認をした。
  - 問題点に対応するための経費について説明を受け，検討を行った。
  - 検討委員会の意見を集約し次の2案を答申することとした。
    - 案1 学校施設の状況から判断すると，平成28年度に大規模改造工事を実施し，統合時に改修費用等財政負担の少ない布川小学校が望ましい。
    - 案2 教育環境から判断すると，社会教育施設（公民館，図書室）に隣接している文小学校が望ましい。
  - 統合時の跡地利用について意見交換を行った。
  
7. 第7回検討委員会（平成30年8月1日開催）
  - 答申書（案）全体の構成及び答申内容について検討を行った。
  - 答申は一つにまとめた方が良いとの意見から，答申を一つに絞ることで意見が一致した。
  - 統合時期についても答申書に記載することで意見が一致した。
  
8. 第8回検討委員会（平成30年8月29日開催）
  - 前回の審議で検討した構成，答申の一本化，統合時期の記載について確認をし，小中一貫教育に関する部分の文言については，修正することで意見が一致し，次回再修正することとなった。
  - 元号表記の記載については，連続性と分かりやすさの観点から和暦で表記することで意見が一致した。
  
9. 第9回検討委員会（平成30年9月26日開催）
  - 前回の審議で検討した答申書（案）の文言について，修正を加え確認し，答申書（案）の最終調整を行い完成に至った。

《資料 1 1》

小中学校適正配置等調査検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	岡 賢市	学識経験者（元教育長）
副会長	川村 啓三	学識経験者（元学校長）
委 員	中澤 則明	学識経験者（元教諭）
委 員	船川 京子	学識経験者（議会議員）
委 員	大越 伸江	保護者（文小学校）
委 員	大竹 正人	保護者（文間小学校）
委 員	花嶋 洋子	保護者（布川小学校）
委 員	近藤 敬一	保護者（利根中学校）
委 員	仲田 義弘	学校長（布川小学校）
委 員	浅野 恵次	学校長（利根中学校）

※川村由紀夫（利根中学校）平成30年3月31日まで